

# 令和3年9月 農業委員会総会

令和3年9月7日（火）

中央分庁舎3階会議室

午後3時30分から午後4時30分まで

## 1. 出席者

### <農業委員>

1番	綿貫清	5番	木我恭子
2番	石渡潤一	6番	宮田早苗
3番	石橋義弘	7番	飯田隆男
4番	相京文夫	8番	京増孝一

### <農地利用最適化推進委員>

高崎孝 齊藤孝壹

## 2. 欠席者（農業委員）

なし

## 3. 農業委員会事務局 岩井事務局長・鶴澤主任主事（書記）

- ## 4. 議題
- 第1号議案 農用地利用集積計画について（3件）
  - 第2号議案 農地法第3条許可申請について（1件）
  - 第3号議案 農地法第5条許可申請について（1件）

# 酒々井町農業委員会総会会議録

令和3年9月7日（火）

岩井事務局長 ただいまから令和3年9月の農業委員会総会を開会いたします。本日予定しておりました農地転用許可申請に係る現地確認については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け千葉県において緊急事態宣言が発令中であることから、相京会長と相談し、中止させていただくことといたしましたので、よろしくお願いいたします。なお、現地の状況につきましては、事前に現地を確認した際のカラーコピーの写真を用意しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

相京会長 本日はお集まりいただきありがとうございます。雨が続いておりましたが本日は久しぶりの晴天となりました。農作業している方は時間が惜しいと思いますので、早めに会議を進行させていただければと思います。本日は議案3件となります。よろしくお願いいたします。

岩井事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

相京議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、1番 綿貫 清委員、2番 石渡 潤一委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤主任主事を任命します。本日の総会は、議案3件ですので、よろしくお願いいたします。

相京議長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についてを議題とし、整理番号1から3まで、一括して事務局より説明を求めます。

岩井事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1から3について、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。先ず、整理番号1について

ですが、貸付者は馬橋在住者、借受者は佐倉市在住者です。設定場所は、馬橋の農地2筆で、地目は畑、面積は968㎡、利用計画は畑です。利用権の種類は、使用貸借です。設定期間は、5年の新規設定です。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の3ページをご覧ください。整理番号2についてですが、貸付者は馬橋在住者、借受者は佐倉市在住者です。なお、整理番号2の土地所有者は既に亡くなっており、まだ相続手続きが済んでいないため、貸付者として相続人代表には整理番号1と同じ方が指定されています。設定場所は、馬橋の農地2筆で、地目は畑、面積は1,136㎡、利用計画は畑です。利用権の種類は、使用貸借です。設定期間は、5年の新規設定です。位置につきましては、4ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の5ページをご覧ください。整理番号3についてですが、貸付者は馬橋在住者、借受者は佐倉市在住者です。設定場所は、馬橋の農地1筆で、地目は畑、面積は1,051㎡、利用計画は畑です。利用権の種類は、使用貸借です。設定期間は、5年の新規設定です。位置につきましては、6ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号1から3の計画の借受者が佐倉市在住者であったため、経営面積を佐倉市農業委員会に照会したところ、資料のとおり、田9,772㎡、畑10,089㎡を佐倉市内で耕作しているとのことでした。また、整理番号1から3の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、整理番号1から3について地区担当推進委員は高崎推進委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

高 崎 推 進 委 員 今回の案件の3件の農地は以前から借受者が耕作しており、佐倉市の方でも長く営農しておりますので問題ないと思います。

相 京 議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

石渡農業委員 76歳ですが大丈夫ですか。

木我農業委員 元気でまだ大丈夫そうです。

相京議長 他にないようですので、これから採決を行います。特に問題がないようでしたら、整理番号1から3まで、一括して採決したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

相京議長 それでは、異議なしとのことですので、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号1から3について、一括して採決を行います。原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相京議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1から3について、原案どおり答申することに決定します。

相京議長 次に、第2号議案 農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

岩井事務局長 第2号議案 農地法第3条許可申請について説明させていただきます。資料は、7ページからです。譲受人は下岩橋在住者、譲渡人は上岩橋在住者です。申請地は、下岩橋の農地4筆で、地目は田、面積は合計で3,429㎡です。申請理由は農業経営の規模拡大です。権利の種類は、所有権移転です。年間作付計画につきましては、米の栽培です。位置につきましては、8ページの位置図と9ページの公図を参考にいただければと思います。なお、皆様のお手元に配布させていただきましたが、竹尾推進委員から現地調査結果報告書が提出されており、特に問題はないとのこと。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、本日地区担当の竹尾推進委員が欠席ですので、代わりに説明させていただきます。以前からこの土地は〇〇〇〇さんが耕作しておりまして、この度、所有権移転により取得することになったとのこと。問題ないと思います。

相 京 議 長 これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、農地法3条許可申請について採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請につきましては、許可することに決定します。

相 京 議 長 次に、第3号議案 農地法第5条許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。それでは、事務局より説明をお願いします。

岩井事務局長 第3号議案 農地法第5条許可申請について説明させていただきます。資料の11ページをご覧ください。譲受人は、匝瑳市に住所を有する法人、譲渡人は、篠原推進委員の案件です。申請地は、尾上の農地1筆で、地目は畑、面積は3,123㎡です。申請理由は、太陽光発電施設用地です。権利の種類は、地上権です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。位置については、12ページの位置図と13ページの公図を参考にいただければと思います。事業計画については、15,16ページをご覧ください。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資

力及び信用性に問題はありません。計画施設内容については、発電設備としてパネル1,512枚、パワコン6台を設置します。20年平均の年間発電量は555,639kwh、売電単価14円で積算した売電金額は7,778,951円を見込んでいます。売電先は〇〇〇〇〇で、売電開始時期は令和4年1月末頃を予定しています。配線に関する工事は〇〇〇〇〇が行い、配線は申請土地北側にある既存電柱に接続します。土地の造成は軽く転圧をかけるのみで、砂利を敷いたりコンクリート舗装はしません。なお、今回の申請地は土地改良区の受益地とはなっていません。土地選定理由は、土地所有者から当該土地の地上権の設定を受けることができることとなったため選定しました。申請に係る農地に隣接する地目が原野となっている土地(〇〇〇〇〇〇〇)まで一体として事業を実施する予定ですが、この土地についても申請者から同じ条件で地上権の設定を受ける契約を締結済みです。用水・排水計画については、上下水道は使用せず、排水は雨水のみで、他の土地へ流すことなく地下浸透とします。防災計画については、被害対策には万全を期し、万が一被害が発生した場合は申請者の責任において誠実に対応することです。周辺農地の営農への影響については、設置する工作物は高さ2m程度のため、周囲に日照・通風の影響はないものと考えます。また、強風などでパネルが飛散しないように風速38メートルまで耐える施工方法を取り、万が一周囲に被害が発生した場合は申請者の責任において誠実に対応することです。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は飯田委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

飯 田 農 業 委 員 この土地は以前は〇〇〇さんが元気だったころは耕作しておりましたが、〇〇さんと〇〇〇が亡くなり、その後は荒地になっており、太陽光発電施設用地にせざるを得なくなったという経緯があります。なお、土地所有者から、申請地の隣の〇〇〇〇〇の倉庫のある場所がすごく急な崖になっており、雨水の処理が大丈夫か申請代理人に確認してほしい旨伝言を受けてます。

相 京 議 長 飯田委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで

何か質問等がございましたらお願いします。

綿貫農業委員 急な崖は写真等で見るとどの場所ですか。

飯田農業委員 ○○○○○と申請地の境界付近に鶏小屋があり、その隣が急な崖となっています。

相京議長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問をお願いします。

相京議長 これから10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(休憩)

相京議長 それでは休憩をときまして、会議を再開いたします。農地法第5条許可申請について、申請代理人を呼んでおりますので、入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相京議長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申請代理人 土地所有者及び申請人の代理人の○○○○○○○○と申します。よろしくをお願いします。

相京議長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申請代理人 申請人の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○は太陽光売電設備を設置して売電によって収益を得ている会社です。この度、土地所有者から本件土地を借りられることとなったため、太陽光発電設備設置を計画することとなりました。パネル枚数は1,512枚、発電容量は506.5kWで20年間稼働させ、売電によって収益を上げ、売電終了後は原状復帰し土地所有者に返

す予定となっています。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

飯田農業委員 申請地と〇〇〇〇〇の倉庫の間に、崖というか急斜面になっている場所があります。太陽光パネルを設置した場合の雨水の処理について、通常の地下浸透だけでは流出してしまうのではないかの心配があります。昨今ゲリラ豪雨が continues していますのでその点を確認してほしいと土地所有者から伝言を受けています。

申 請 代 理 人 地下浸透が基本となりますが昨今の大雨を考慮し、土のうを積んで流出しないようにすることを考えています。

相 京 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦勞様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 それでは、第3号議案 農地法第5条許可申請について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達しますが、30aを超える案件については、千葉県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとなりますので意見回答を得た後、県に進達することとします。

相 京 議 長 次に、その他について事務局より何かありましたらお願いします。

(ふるさとまつり実施の有無について)

(視察研修中止について)



(令和3年度ブロック別農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について)

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

岩 井 事 務 局 長 7日の木曜日はいかがでしょう。

相 京 議 長 ただ今、7日の木曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、来月の総会は、7日の木曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただきます、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

岩 井 事 務 局 長 それでは、これで9月の総会を閉会いたします。